

令和 3 年 9 月定例会 資料

長浜市教育委員会

教育委員会 9 月定例会 議事日程

令和 3 年 9 月 3 0 日（木） 午後 1 時 3 0 分～
長浜市役所 5 階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認
8 月定例会

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議
なし

日程第 5 協議・報告事項

- (1) 長浜市立学校修学旅行費補助金交付要綱の制定について
- (2) 令和 3 年度教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について
- (3) 令和 3 年長浜市議会 9 月定例会一般質問答弁要旨について

日程第 6 その他

3. 閉 会

令和 3 年 1 0 月教育委員会定例会開催日程 1 0 月 2 6 日（火） 午後 1 時 3 0 分～

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：すこやか教育推進課
件 名：長浜市立学校修学旅行費補助金交付要綱の制定について

第１ 制定理由

長浜市立の小学校、中学校及び義務教育学校において、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止、延期、変更又は不参加に伴い発生するキャンセル費用等について、当該費用の負担が生じる保護者に対し、コロナ禍における経済疲弊状況下での経済的負担軽減を図るため補助金を交付することとして、補助金交付要綱を制定するもの。

第２ 要点

１ 補助対象者

修学旅行のキャンセル費用等の負担が発生する児童生徒の保護者

２ 補助対象の修学旅行

令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに実施するもので、キャンセル費用等が生じているもの

３ 補助対象経費

(１) 中止等に伴うキャンセル費用

(２) 延期又は変更に伴う追加の旅費企画費用

※就学援助費又は特別支援教育就学奨励費により給付を受けた修学旅行費を除く

４ 補助金額

補助対象経費の合計額

上限額は、小学校及び義務教育学校前期課程の児童一人当たり５，０００円

中学校及び義務教育学校後期課程の生徒一人当たり１０，０００円

５ 補助金の交付申請等の手続き

交付申請等の手続きは児童生徒が在籍する学校の学校長が代表して行う（１回限り）

交付申請と請求を合わせて行い、交付申請を実績報告に、交付決定を額の確定とみなす

第３ 施行期日、失効

公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

令和４年３月３１日限りで失効する。

長浜市立学校修学旅行費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）において、新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行の中止、延期、変更又は不参加（以下「中止等」という。）に伴い、キャンセル費用等の負担が発生する保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「修学旅行」とは、長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）第6条第1項に規定する修学旅行をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、修学旅行（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施するものに限る。）に参加の申込みをしていた児童生徒の保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、中止等により生じた経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 中止等に伴うキャンセル費用
- (2) 延期又は変更に伴う追加の旅行企画費用
- (3) その他市長が特に必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、長浜市就学援助費及び入学前応援金給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第5号）第2条第1項第5号又は長浜市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成18年長浜市教育委員会告示第6号）第2条第5号の規定により給付を受けた修学旅行費は、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、小学校及び義務教育学校前期課程の児童1人当たり5,000円、中学校及び義務教育学校後期課程の生徒1人当たり10,000円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付申請、実績報告、請求及び受領の手続については、当該補助対象者に係る児童生徒が在籍する学校の学校長が代表して行うものとする。ただし、交付申請は1会計年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第7条 学校長は、前条の規定により補助金の交付申請をしようとするときは、補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の明細書
- (2) 旅行会社の証明書（対象経費がわかるもの）

(3) 補助対象児童生徒名簿

(4) その他市長が必要と認める書類

2 規則第14条に規定する補助事業実績報告は、前項の規定による提出をもってなされたものとみなす。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書の提出があった場合は、当該申請書兼請求書に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をしなければならない。

2 規則第15条に規定する補助金の額の確定は、前項の規定による交付決定をもってなされたものとみなす。

(補助金額の端数計算)

第9条 規則第20条の3第6項の規定により市長が別に定める交付金の額の端数金額の計算方法については、補助対象経費の合計額若しくは補助金の確定額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第7条関係）

補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

長浜市長 あて

学校名
学校長

(※1)

長浜市立学校修学旅行費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請及び請求します。

補 助 年 度	年度	補 助 事 業 の 名 称	長浜市立学校修学旅行費補助事業
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額 内 訳			
交 付 申 請 （ 請 求 ） 額		円	
修 学 旅 行 実 施 年 月 日		年 月 日 () ～ 月 日 ()	
添 付 書 類		(1) 対象経費の明細書 (2) 旅行会社の証明書（対象経費がわかるもの） (3) 補助対象児童生徒名簿（※2） (4) その他市長が必要と認める書類	

※1 本人（学校長）が署名しない場合は、記名押印してください。

※2 補助対象児童生徒名簿には、要保護・準要保護・特別支援就学奨励費の修学旅行費受給者、補助対象経費、補助金額を記載してください。

令和３年度教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

教育委員会事務評価委員会委員３人の任期満了に伴い、新たに以下の３人に委員を委嘱しましたので報告します。

令和３年度就任

(敬称略、順不同)

氏 名	任期	役 職 等
おおはし まつゆき 大橋 松行	令和3年9月15日～ 令和5年3月31日	滋賀県立大学名誉教授
じょうらく ただし 城 楽 直	令和3年9月15日～ 令和5年3月31日	学校運営協議会委員
たかはし さちこ 高橋 幸子	令和3年9月15日～ 令和5年3月31日	合同会社LOCO

(参考) 令和２年度就任

氏 名	任期	役 職 等
おおはし ひでこ 大橋 英子	令和2年9月1日～ 令和4年3月31日	滋賀文教短期大学教授
なかがわ か な こ 中川 香奈子	令和2年9月1日～ 令和4年3月31日	保護者

地方教育行政の組織及び運営に関する法律より抜粋

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務
その他教育長の権限に属する事務（同条第４項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を
含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを
議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２ 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活
用を図るものとする。

長浜市教育委員会事務評価委員会規則より抜粋

(委員)

第３条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。この場合において、委員の性別構成は、男
女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

(１) 教育に関する学識経験を有する者

(２) その他教育長が必要と認める者

２ 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場
合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 委員は、再任されることができる。

令和３年長浜市議会９月定例会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆代表質問

議員	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当
伊藤 喜久雄	現在、長浜市総合計画重点プロジェクト「みんなで支える子育て応援プロジェクト」のもと、さまざまな取組が行われている。 現在の取組が、地域や企業・事業者など長浜市全体に拡がることで、より子育て世代が安心して暮らせる環境づくりが実現するものと確信するが、更なる充実に向け、今後の取組について問う。	（教育委員会分）これまでから、待機児童ゼロ対策として、「奨学金返済支援金」、「宿舍居住支援事業補助金」、「再就職定着応援金」の制度により、公立・私立園ともに長浜市内の保育士確保に向け取り組んでいる。 待機児童対策として保育士確保は重要事項であり、今後も引き続き、さまざまな形で保育士確保に取り組んでいきたいと考えている。 また、さまざまな保育ニーズに対応するために、幼稚園では、令和２年度から、在園児を対象に通常の保育時間の前後や長期休業期間中に「預かり保育」を実施している。 今後も民間の認可保育施設や企業主導型保育施設等の認可外保育施設との連携をはかりながら、待機児童の解消に向けた取組を進め、子育てを強力に応援するまちとして、安心して子育てができる環境づくりを進めていく。	教育部長	幼児課
伊藤 喜久雄	保護者の介助をしなくてはならない状況の子どもがいる。 学校において、問題となる事象、問題に発展するような事象をどの程度把握し、どのように対応されるのか問う。 併せて、Society5.0を標榜し、未来に向かってだれ一人取り残さない教育を掲げている中で、このような実態があることを、どのようにとらえ、どのような教育を進めていくのか問う。	虐待に代表されるような養育環境におかれた子どもたちは、近年さまざまな研究で言われているように、発達上の課題を伴うことが多いと認識している。不適切な養育環境に特性の強さ等が加われば、集団に適応できない、対人関係がうまく築けないなど、学校生活のみならず、社会生活を送る上でも支障をきたし、時には重大な事件に発展する例もあると認識している。 教育委員会として、そのような養育環境にある子どもたちを早期に発見・把握し、適切な支援を継続して行っていくことは当然のことであり、今後は、１、２歳から義務教育終了段階まで連続性のある、課題改善に向けた支援を行う体制の構築をさらに進める。 また、「どの程度、把握しているのか」に関しては、むしろ把握していなければ、その子に対する支援は、成り立たないと認識している。 不適切な養育環境におかれていることで、「他者の感情を理解する」ことや「自分の思いを他者に	教育長	教育指導課

		伝える」など、人との関わり方で重要となる部分が育っていない子どもが存在している。それに加えて発達上の課題や知的水準の低さ等に起因する困り感を抱えている子どもがいることもあり、この様な子ども一人一人に個に応じた支援を進めている。 何か問題が起きてからではなく、早い段階で健全な発達に向けた支援やトレーニングを連続して行っていくことが必要だと考えており、今年度から就学前では「支援ルーム」を開設している。また、保・幼・小・中の連携ではなく、協働という意識で、切れ目のない支援体制づくりに全力で力を注いでいる。 その子の家庭環境の改善等に関しては、教育委員会のみでその状況を改善していくのではなく、福祉や他の関係機関との十分な連携の上で、それぞれの立場から取組を進めていきたいと考えている。		
	（再問）学校現場において、ヤングケアラーの事案を感じることがあるのか。また、福祉等関係機関と連携する際、教育委員会としてどのような役割で臨もうとしているのか問う。	毎年、養育環境や家庭環境などに起因した課題を持った子どもは存在している。ヤングケアラーについて、家族の一員として子どもでも果たせる役割を担っているのか、養育放棄のような状態で押し付けられているのかでは大きく違い、それを学校が全て把握するのは非常に困難である。従って、学校園では、子どもの小さな変化への気付きを大事にし、各関係機関と共同で子ども・家庭の状況を確認し、対応している。具体的な対応方法として、実際にその子の発達上の課題に対してトレーニング・方策を実施していく。これが実施されない場合、小学校へ就学した段階で集団生活に不適応を起こすことがある。 さらに、その指導の連続性が重要である。就学に関しては、最大限保護者の意向を大事にしているところである。しかし、知能指数が平均的とされる部分としょうがいがあると判断される部分の境界上の子ども、いわゆるグレーゾーンの子の場合、普通学級に入学した結果、その子が本来健全に成長していくべきところが成長することができないことも考えられる。 さらに、不適切な養育環境にいると言葉の習得が十分にできていないまま就学することになり、	教育長	教育指導課

		それが一番の問題・新しい教育格差だと認識している。このような問題に対し、できるところから、必要と思われるところから取り組んでいる。		
	(再々問) 福祉部門との連携について再度問う。	さまざまな課題について、ケース検討会議として、時には児童委員・民生委員にも入っていただき、その子を含めた家庭環境による問題を共有し、具体的な対策を考えている。	教育長	教育指導課
中川 勇	家族に感染させないための学校内の感染防止対策及び子ども以外家族全員が感染した場合の子どもの受け皿等について、どのように考えているのか問う。	各校においては、長浜市新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー会議の指導を賜りながら、感染拡大防止のために、子どもだけではなく家族の健康状態についても健康観察票に記入いただいております。校舎に入る前に昇降口などで、学年毎に分かれて回収している。 日常の感染対策としては、手洗いや咳エチケット、マスク着用などの指導をはじめ、専門家や保健所の指導、文部科学省のガイドライン等で示されている通り、給食を黙って食べる、担任は子どもの方を見て食べないなどの感染リスクを下げる対応をとっている。 学習活動においても、近距離で行う合唱や合奏、身体接触を伴う運動などを見直し、工夫しながら学習活動を展開し学習保障を行っている。 なお、子ども以外の家族全員が感染したような場合には、子ども家庭相談センターとも十分連携し、子どもだけで生活することのないように配慮をしている。	教育部長	教育指導課
	(再問) 毎日、登校時の健康観察カードを用いて家族全体の検温等、健康を把握されていることについて、非常にいい方法だと思うため、引き続き続けていただきたい。 ただ、こうした取組が慣れになってしまい、学校側、保護者側が児童生徒の様子の変化に気が付かずに見落とすことがないようにお願いしたい。	継続していると、慣れが出てくるのが考えられる。対応策として、学校教職員から常々指導するとともに、当局からも各学校の代表者、管理者等を招集し、情報共有を行いながら、さらなる取組についても指導をしているところであり、今後も続けていきたいと考える。	教育部長	教育指導課

	この点についてどのように考えるのか問う。			
中川 勇	スクールバス内での感染防止対策としては、これまでマスク着用や乗降時の消毒の徹底等による一定の対応がとられてきたと聞いているが、デルタ株等の感染力の強いウィルスの出現により、バス内での換気をより高めなければならないと思う。空気清浄機の設置についての考えを問う。	コロナ禍におけるバス運行にあたり、車内の安全性を確保するため、公益社団法人日本バス協会の「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」に基づき、「消毒液の常設による手指消毒、運行毎の車内清掃」、「運行中の窓開放による車内換気」を行っている。また、密閉した状態でのバス協会の検証では、空調の外気導入やデフロスタの使用などにより約5分で車内の空気全てが入れ替わり、走行中の5～10cmの窓開放の併用により更に早く空気の入替えが可能とされ、冷・暖房等空調効果への影響が少ないとされている。 こうしたことから、市内で運行するスクールバスにおいては、車内換気により感染対策をとっていきたいと考えており、現在のところ全ての委託車両等に空気清浄機の設置を求めるものではない。	教育部長	すこやか教育推進課
	(再問) スクールバス内では、児童生徒の気の緩みが生じているのではないかと思う。委託するバス会社では一定の換気対策をされていると思うが、車両が古い場合や、街路樹がある道での換気効果など不十分となることも考えられる。 車両全体の内容について点検し、運転手の声を聞くなど、感染対策についての見直しを検討すべきと考えるが、市の見解を問う。	現在、運行するスクールバス11台のうち既に7台のバスに空気清浄機が装備されている。空気清浄機については一般的な空気清浄機能だけでなく、アレルギー対策及びプラズマクラスター機能付きについてはウイルスの除菌効果も期待できると発表されている。現在、委託業務の仕様要件として、この機能の装備を求めているが、装備のついていないバスは残り4台であり、今後バス業界の中で空気清浄機などの装置が整備されていくものと思う。 市のスクールバスについても、空気清浄機の設置ができるかどうか現在検討中である。	教育部長	すこやか教育推進課
中川 勇	長浜市では、児童生徒の通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関との連絡体制を構築し、「長浜	通学路の点検について、本市では、年度当初の各学校からの報告に基づき、6月7日及び16日に市の関係部署、県及び警察との合同点検を実施している。 今回、合同点検を実施して間もない6月28日	教育部長	すこやか教育推進課

	市通学路交通安全プログラム」に基づいて安全確保を図っていると聞いている。千葉県で起きた児童死傷事故を受けての通学路総点検の現状及び危険箇所への対応については、どのように考えているのか問う。	に千葉県八街市の事故が発生したことから、改めて、特に車の速度が上がりやすい箇所や大型車の侵入が多い箇所などを重点とし、通学路における危険箇所の再調査と点検を随時実施しているところである。 また、今般の確認や点検結果をふまえ、「長浜市通学路交通安全プログラム」に掲載された箇所の中でも、特に危険な箇所を抽出するとともに、できる限り早く優先的に対策を行っていきけるよう、関係部署や関係機関との連携を図りたいと考えている。		
	(再問)「長浜市通学路交通安全プログラム」における通学路安全対策の状況は、ホームページに掲載されているが、「対策継続」となっているものが多いように感じる。道路拡幅や歩道設置などはすぐに対応できないことは承知しているが、改善するまでの間、危険な状況が続くことになる。 このような事案についてどのように協議検討されているのか問う。	危険箇所について、今年度新たに追加した14か所に加え、千葉県の交通事故を受けての再調査による5か所を追加している。 これらの危険箇所については、順次、会議にて、優先順位や事業効果等を含めて対策を検討しているところである。今後は今年度2回目の会議を開催する予定であり、随時出てくる危険箇所も含めて、どのように取り組んでいくのか協議を行っていく。	教育部長	すこやか教育推進課
中川 勇	新興団地の造成や沿道サービス店の拡大に伴い、危険度が増大しているところも見受けられる。また、人口減少が進み、自治会・集落単位の児童生徒数にも変化が生じている。 社会情勢の変化に伴う通学路の見直し等を検討する時期が到来していると考えるが、市の見解を問う。	本市では、毎年4月に指定通学路調査を実施し、変更がある場合は学校から報告を受けている。交通状況が刻々と変化している中で、学校では、子どもたちが安心して通学できるよう、それぞれの実情を把握されている保護者や地域の方々の意見を聞きながら、通学路について検討している。 また、スクールガードのみなさんや地域の方にも子どもたちの安全確保にご協力いただいているところである。 市としては、未来ある子どもたちを交通事故などから守るために、これからも保護者や地域のみなさんの声をしっかりと聴きながら、通学路の安全対策を推進していきたいと考えている。	教育部長	すこやか教育推進課

	（再問）通学路の安全を確保するためには、スクールガード等のボランティアの支援が不可欠である。しかし、近年、ボランティアのなり手が不足している。児童数の変化も考慮すると、通学路を見直す時期にきているのではないかと考えるが、市の見解を問う。	通学路の変更については地域の意見を吸い上げ、各校にて決定するものである。変更はあくまで地域の実情に応じて行うもので、市から変更を求めるものではない。引き続き見直すところは各地域で協議していただく必要があると考える。 社会情勢が変化し、危険度も増大していると考えため、当局としても各校に対し、適切な通学路の見直しについて指導していきたい。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
中畠 康雄	出版物において、急速にデジタル化・ネットワーク化が進んでおり、教科書についても検討されている。 「電子書籍貸出サービス」をはじめとする電子情報の提供にすでに取り組まれている自治体の図書館もある。 本市の図書館のパワーアップ環境整備や教育環境の整備方針などについて当局の見解を問う。	（教育委員会分）本市小学校・義務教育学校（前期課程）においては、ICT 教育推進に合わせ、令和元年度末に、算数・理科・英語の指導者用デジタル教科書を整備し、令和2年度より活用している。また同様に、中学校、義務教育学校（後期課程）においては、令和2年度末に、数学・理科・英語の指導者用デジタル教科書を整備し、今年度より活用している。 加えて、学習者用として、今年度文部科学省の「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に参加する形で、市内7校がデジタル教科書を試験的に導入している。 今後は、教科書改訂等に合わせ導入が進められていくことが想定されるが、本市としては国の動向を注視しながら、子どもたちの学びが一層深まるよう、効果的な活用の研究を進めたいと考えている。	教育部 長	教育指導 課
浅見 信夫	学校で感染が確認された場合の濃厚接触者等の特定や出席停止の措置及び臨時休業の判断に係る対応について問う。 併せて教職員の負担軽減を図るため、感染予防業務支援員の配置について問う。	濃厚接触者については、保健所からの指導のもと、児童生徒・教職員の学校での動静等を保健所に報告し、特定される。出席停止措置についても、保健所からの指導のもと、濃厚接触者・接触者に特定された児童生徒について行っている。また、家族に発熱等の体調不良がみられる場合や検査を受けられる場合も出席停止措置になる。 臨時休業の判断については、国の「子どもの学びの保障や心身への影響、学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の観点を検討し、慎重に検討する必要がある」との方針に従い、保健所の指導を仰ぎ、感染状況に応じて判断している。	教育長	教育指導 課

		なお、市としては、学校の要望に基づき、学習や生活を担う支援員やスクールサポートスタッフを配置している。スクールサポートスタッフについては、市内小中学校15校21名を配置しており、主な業務として、学習プリントや家庭への配布文書等の印刷、新型コロナウイルス感染症に係る消毒作業や健康観察の取りまとめ作業等、各校の実情に合わせて活用している。		
	(再問) 文部科学省の通知によると、校内の濃厚接触者候補者リストを作って保健所に協力すること、出席停止や臨時休業の範囲や条件についてあらかじめ公表することとあるが、長浜市の取扱いについて問う。	保健所の濃厚接触者・接触者リストについて、保健所の要請に応じて必要な資料等を保健所に提出する立場であり、濃厚接触者・接触者の特定は保健所が行うものである。 臨時休業等の措置について、保護者や地域の方にむやみに不安を与えないよう、市のガイドラインは、文部科学省が示したガイドラインより厳しくなっている。長浜市の学校が再開して現在2週目であるが、感染状況をしっかりと把握し、今後の感染状況の変化に応じてガイドラインを変更する必要があると考える。これは当局が単独で変更するものではなく、長浜市新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー会議の専門家の方々に指導助言をいただき検討している。公表すべきという判断になった場合、ホームページ等でお示ししたいと考えている。	教育長	教育指導課
浅見 信夫	福祉・介護・保育(学童保育も含む)の分野も、民間事業所運営の割合が増大している。民間化推進により、不安定雇用(非正規職員化)が増大している問題は見過ごすことはできない。 今後、ケアワークの分野が充実発展していくように、人出不足の問題の解決に向けて、正規職員化や民間事業所への補助増額等に対応すべきだと考えるが、市の見解を問う。	(教育委員会分) 本市の幼児教育職の給与は、正規・会計年度任用職員ともに、県内でも高い水準にあり、また保育者という専門性を考慮し、本市行政職の給与よりも高く設定している。さらに、会計年度任用職員については、採用初年度より、他市町や民間での経験にかかわらず、経験加算として上限6年目までの給与を設定している。 また、今年度は、ICTを活用した保育業務支援システムの導入をすすめており、保育者の業務の負担軽減を図り、より働きやすい職場環境づくりにも積極的に取り組んでいるところである。 なお、民間園についても、国や県の基準に基づき、施設型給付費や補助金を交付するほか、市独自の運営費補助金制度を設置し、処遇改善に向けた支援を行っており、こうした対応を一体的にすすめていくことで、環境の改善に向け取り組んでいる。	教育部長	幼児課